

## 会議の概要

議長

定刻になりましたので、ただ今から平成29年9月、第18回総会を開会いたします。なお、本日の会議において農業委員会等に関する法律第29条により農地利用最適化推進委員の出席を求めています。

6番田端委員から欠席の届けが出ておりますので、報告いたします。出席農業委員会委員は、14名中13名出席、定足数に達しており、総会は成立しております。

出席を求めた農地利用最適化推進委員の出席人数は9名です。

開会時間は午後1時30分です。

質疑等は、挙手の後、許可を得て、議席番号、氏名を名乗ってから行うようお願いいたします。

携帯電話をお持ちの方はマナーモードに切り替えるか電源をお切りいただきますようお願いいたします。

続きまして、日程1 議事録署名委員の指名ですが、席次の順により逐次署名委員とすることとなっております。議席番号9番櫻井委員、10番小林委員をお願いいたします。

それでは、日程に従い議事に入ります。

日程2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請書審議について上程いたします。

事務局より説明願います。

事務局

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請書審議について内容説明をいたします。

(申請番号1番の内容について、記載事項を読み上げる。)

農作業常時従事要件及び下限面積要件は満たしております。全部効率利用要件、地域との調和要件について審議願います。なお、調査区は八和田地区になります。以上です。

議長

ありがとうございました。それでは、議案第1号申請番号1番の現地調査について、八和田地区担当委員より報告をお願いいたします。

1番

議席番号12番横瀬が調査報告します。現地調査は、9月23日午前8時30分から、八和田地区農業委員4名と推進委員3名で行いました。申請場所ですが、熊谷小川秩父線を熊谷方面へ向かい、関越自動車道をくぐって約1Kmほど進んだところを左折し、そこから約500m進んだ右側になります。こちらは不耕作地でだいぶ荒れているところですが許可後は重機を使って整地をする予定とのこと。西古里、中爪の畑は柚子、アケビ、ブドウなどの果樹が棚など作って植えられています。田は全部で10筆ありますが、1筆は米を作って稲刈りした跡がありました。他の9筆はBRのため今年は休耕で保全管理されていました。以上、農地はすべて有効活用されていると判断され

ます。また、地域との調和要件ですが、地域の転作集団の代表もされていて問題ないと思います。

議長

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。質疑がある方は挙手をお願いします。

(質問・意見なし)

議長

それでは採決にはいります。議案第1号について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、議案第1号 について、原案のとおり可決いたしました。

続きまして、日程3 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請書審議についてを上程いたします。

申請番号1番について事務局より説明願います。

事務局

それでは、議案第2号申請番号1番について説明いたします。

(申請番号1番の内容について、記載事項を読み上げる。)

調査区は、大河地区になります。以上です。

議長

ありがとうございました。それでは、議案第2号申請番号1番の現地調査について、大河地区担当委員より報告をお願いします。

8番

議席番号8番根岸が調査報告します。現地調査は、9月22日午前9時00分から、大河地区農業委員4名と推進委員2名で行いました。申請場所ですが、県道熊谷小川秩父線を東秩父村方面へ向かい松郷峠入口交差点を左折し、約400m進んだところをさらに左折し、南に約250m進んだ右側になります。周囲は住宅が道沿いに並んでおります。現地は作付はされていませんが、きれいに保全管理されています。特に問題ないと思います。

議長

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。質問のある方は挙手をお願いします。

(質疑なし)

議長

特にないようですので、採決いたします。議案第2号 申請番号1番について、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、議案第2号 申請番号1番について、原案のとおり可決いたします。

続きまして議案第2号申請番号2番について事務局より説明願います。

事務局

議案第2号申請番号2番について説明いたします。  
(申請番号2番の内容について、記載事項を読み上げる。)  
調査区は、竹沢地区になります。以上です。

議長

ありがとうございました。それでは、議案第2号申請番号2番の現地調査について、竹沢地区担当委員より報告をお願いします。

3番

議席番号13番山田が調査報告します。現地調査は、9月21日午前8時00分から、竹沢地区農業委員2名と推進委員1名で行いました。申請場所ですが、国道254号線バイパスを寄居町方面へ進み、県道赤浜小川線と交差する角山上交差点を右折し、約600メートル進んだ左側に数件の住宅があり、その奥になります。手前側の一部しか見えませんでした。大きな木が自生している山林化状態でした。この様な状況のため、特に問題ないと判断いたします。

議長

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。質問のある方は挙手をお願いします。

(質疑なし)

議長

特にないようですので、採決いたします。議案第2号申請番号2番について、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、議案第2号申請番号2番について、原案のとおり可決いたします。

続きまして、日程第4 議案第3号農地所有適格法人の要件の確認について、事務局より報告をお願いいたします。

事務局

議案第3号農地所有適格法人の要件の確認について説明いたします。

[主たる事務所の所在地] ○○○○、[法人の名称] ○○○○です。

(議案内容を説明)

1点目、法人形態要件についてですが、ページ左上、法人形態をご参照ください。当該会社は非公開の株式会社でありまして、また、会社の定款を見ますと、株式譲渡制限がある会社になっております。この株式譲渡制限がある株式会社というのは要件を満たすうちの一つの形態であります。

2点目、事業要件についてですが、主たる事業が農業であることが必要です。この判断については、年間の総売上高の過半が農業及びそ

れに関連する事業である必要があります。ページ左下、売上高欄をご参照ください。農業が前々年 〇〇〇〇円、前年 〇〇〇〇円、今回 〇〇〇〇円で、その他事業はありません。年間総売上高の過半が農業及びそれに関連する事業であります。

3点目、構成員要件についてですが、株式会社における構成員は株主となっております。ページ右上、構成員数欄をご参照ください。構成員たる要件のうちの一つとして、農業常時従事者②がごございます。本件は株主1名が、要件を満たすうちの一つである原則年間150日以上の農業常時従事者であります。

4点目、役員要件についてですが、役員の過半が原則年間150日以上の農業の常時従事者であることとされております。ページ右下、業務執行役員数欄をご参照ください。本件は、役員1名が農業に常時従事する構成員であります。

本件は4要件を満たすものと判断されます。以上です。

議長

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。質問のある方は挙手をお願いします。

(10番小林委員 挙手)

議長

はい、10番小林委員。

10番

議席番号10番小林です。こちらの法人の代表者はどなたですか。記載がないとわからないので記載しておいた方が良いと思うがいかがか。

事務局

代表者は、〇〇〇〇氏になります。記載については今後いたします。

議長

他に質問等はございませんか。

(なし)

議長

ないようですので、採決いたします。議案第3号について、「農地所有適格法人要件を満たす」と思われる方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、議案第3号について「要件を満たす」と判断いたします。

続きまして、議案第4号 農地所有適格法人の事業状況報告に伴う要件の確認についてを上程いたします。

事務局より説明願います。

事務局

議案第4号 農地所有適格法人の事業状況報告に伴う要件の確認について説明いたします。

[主たる事務所の所在地] ○○○○、[法人の名称] 農事組合法人○○○○代表理事○○○○です。

(議案内容を説明)

1点目、法人形態要件についてですが、ページ左上、法人形態をご参照ください。当該会社は農事組合法人であります。この農事組合法人というのは要件を満たすうちの一つの形態であります。

2点目、事業要件についてですが、主たる事業が農業であることが必要です。この判断については、年間の総売上高の過半が農業及びそれに関連する事業である必要があります。ページ左下、売上高欄をご参照ください。農業がすべてとなっていて、その他事業はなく、年間総売上高の過半が農業及びそれに関連する事業であります。

3点目、構成員要件についてですが、ページ右上、構成員数欄をご参照ください。構成員13名のうち10名が、要件を満たすうちの一つである原則年間150日以上農業常時従事者であります。

4点目、役員要件についてですが、役員の過半が原則年間150日以上農業の常時従事者であることとされております。

ページ右下、農業・農作業従事者の状況欄をご参照ください。本件は、理事等の総数3名のうち2名が農業に常時従事する構成員であります。

本件は4要件を満たすものと判断されます。以上です。

議長

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。質問のある方は挙手をお願いします。

(1番清水委員 挙手)

議長

はい、1番清水委員。

1番

議席番号1番清水です。こちらの法人はいろいろとやっているのではないかと思います。大豆の売り上げはないのか。

事務局

大豆の取扱いはございません。

議長

他に質問等はございませんか。

(なし)

議長

ないようですので、採決いたします。議案第4号について、「農地所有適格法人要件を満たす」と思われる方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長

全員挙手ですので適とし、議案第4号について「要件を満たす」と判断いたします。

続きまして、日程第6 報告第1号 農地法第5条第1項第6号の

規定による届出について、事務局より報告をお願いいたします。

事務局

報告第1号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について報告いたします。

(申請番号1番の内容を報告する。)

これにつきましては、会長専決により書類を受理しました。以上です。

議長

ただ今の報告第1号について、質問、意見ございますか。

(質問・意見なし)

議長

特にないようですので、報告案件ですのでご了解ください。

続きまして、日程7 報告第2号 農地の改良等に係る届出について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局

報告第2号 農地の改良等に係る届出について報告いたします。

(申請番号1番の内容を報告する。)

これにつきましても、会長専決により書類を受理しました。以上です。

議長

ただ今の報告第2号について、質問、意見ございますか。

(質問・意見なし)

議長

特にないようですので、報告案件ですのでご了解ください。

以上で議案はすべて終了しました。

これをもちまして、第18回小川町農業委員会を閉会します。

閉会時間午後2時28分です。